

長谷部恭男著「憲法とは何か」岩波新書 岩波書店 2006年6月20日刊を読む

国家とは何か、国境とは何か、憲法とは何かを考える

### 1. 手段としての国家・国境

国家の権威が正当に及ぶべき範囲は、必ずしも国境とは一致しない。国家も、それを限界づける国境も、それ自体が目的であるわけではなく、何らかの問題を解決するために人為的に構成された手段である。そうである以上、国家の権威が及ぶ範囲も、国境の意義も、本来の問題をいかに解決すべきかという視点から評価され、常に問い直されうる。現にある国境を守ることが自己目的であるはずはない。

### 2. 国境の恣意性と相対性

(1) 国境の引かれる理由が功利主義的に説明されるのであれば、今とは別の形の国境も、今の国境と同様に正当化できる。「政治的なもの」の優位をさしたる論証もなく主張する立場からしても、特定の国境のあり方が正当化されるわけではない。人間性の異なる諸側面の均衡を目指す立場からしても、同じ結論が導かれる。そして、そもそも、われわれはなぜ国家に従うべきなのか、一国の権威はどのような地理的範囲にまで及ぶべきなのかという観点からすれば、国家の権威の及ぶべき範囲と国境とが一致する理由もはっきりしない。つまり、何が適切な国境の引き方かに関する、原理的で一般的な回答は存在しない、ということになる。

(2) 経済学者で政治学や外交戦略についても発言することの多いトーマス・シェリングは、国境の線引きは、調整問題の解決手段だと指摘している。たとえば、朝鮮戦争の結果、なぜ38度線が休戦ラインとなったかといえ、38度線が敵・味方のいずれから見ても「わかりやすい」「明確な」線であり、それ以外に「敵がここを越えたら、踏みとどまらずにさらに攻め込んで来るのではないか」という相手方の疑心を除く休戦ラインを見出すことは困難であったからである。ありうる国境は多数あるが、肝心なことは、そのうちのどれかに決まっていることであり、双方から見て「わかりやすい」「明確」な、つまり「目立つ」線に決まったというわけである。これも、ウィリアムズと同様の見解として理解することができる。

### 3. 境界線の自己目的化

(1) しかし、何が適切な国境の引き方かに関する原理的で一般的な回答が存在しないということが、まさに、国家が現在の国境にこだわらざるをえない理由にもなる。適切な国境の引き方に関する原理的な回答が存在しない以上、現在の国境から後退を始めれば、踏みとどまることのできる線は、原理的にはどこにも存在しない。全く恣意的に引かれているかに見える

国境線をめぐって国家間の紛争が絶えない理由の一端は、ここに見出すことができるように思われる。もっとも、そうした紛争が両者の生死をかけた闘争へと至るのが必然と考えるか否かは、論者の人間観・国家観により、異なる。

(2) どこかに引かざるをえないものの、どこにどのように引くかについては確定的な根拠がないという事態は、境界線一般にあてはまる。公と私の境界線、保護されるべきプライバシーの境界線、戦闘員と非戦闘員の境界線、国と国の境界線、国民と国民の境界線、いずれも、引かれるべき線がおのずから定まるわけではない。そのため、現在引かれている境界線にこだわりがちであることも同じである。そして、現在引かれている境界線へのこだわりは、無意識のうちに境界線の維持を自己目的化する傾向を生み出しがちである。しかし、境界線はそれ自体が目的ではない。国境や国籍が、それ自体、目的ではなかったことと同様である。

(3) 同じことは、憲法典にもあてはまる。憲法典を変えることが自己目的であってはならないように、現在の憲法典のテキストをただ護持することが自己目的であるはずはない。

P184 ~ 187

#### [ コメント ]

国家とは何か、国境とは何かを根源的に考えた上で、憲法とは何かを本質から考え直してはじめて、日本国が国家としての体を成す。長谷部先生の本著は、そのためのよいきっかけを与えてくれる好著。

- 2009年8月2日林明夫記 -